

第 5 期
事 業 報 告

〔 平成 30 年 4 月 1 日から
平成 31 年 3 月 31 日まで 〕

阪神国際港湾株式会社

事業報告

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、民の視点による効率的な港湾運営を推進するため、平成26年10月1日に神戸・大阪両埠頭会社を経営統合し、阪神国際港湾株式会社を設立しました。

港湾運営会社として阪神港を一元的に運営することで、トータルコストの削減など効率化を図るとともに、阪神港利用者のサービス向上に取り組んでいます。また、国及び港湾管理者との協働体制のもと、「集貨」、「創貨」、「競争力強化」を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策の一翼を担う組織として、阪神港の国際競争力強化に向けた取り組みを進めています。

① 国際コンテナ戦略港湾政策の推進

ア. 集貨

集貨については、国の「国際戦略港湾競争力強化対策事業」を活用し、瀬戸内・九州方面を中心とする西日本諸港から東アジア主要港に流れている貨物を奪還する広域集貨促進事業や新規基幹航路誘致事業を国及び神戸市・大阪市の両港湾管理者と連携し実施しました。

ポートセールスについては、国内では、地方港における貨物の取り扱い状況について各地方整備局と情報交換を重ね、協議を行いました。加えて、定期コンテナ船社のマーケティング総括部門やオペレーション部門への営業活動に力を入れて取り組みました。

また、コンテナラウンドユースによるコンテナ取り回しの改善を通じ、広域集貨を図るため、「阪神インランドコンテナデポ滋賀みなくち」を運営し、滋賀県内や北陸・中京地区の貨物を阪神港へ転換すべく、荷主のマッチング等について営業活動に取り組みました。

さらに、東南アジアを重点的なターゲットとしてトランシップを含む集貨に取り組むアジア広域集貨プロジェクトチームの一員として、神戸港で海上コンテナ輸送とJR貨物輸送を接続し安定性の高い物流とするなど、神戸港を活用した物流改善の提案やそのトライアルの促進に取り組みました。

イ. 創貨

創貨については、大阪港から食の輸出促進を図るために、昨年に引き続き「大阪港 食輸出セミナー&商談会」を実施するとともに、国内の展示会(「第2回 日本の食品 輸出EXPO」)に出展しました。

また、阪神港におけるコンテナ貨物の増加を目的として、様々な貨物のコンテナ化のニーズ把握を行うとともに、トライアル輸送の実施検討を行うなど、事業者と具体的な協議を進めています。

ウ. 競争力強化

競争力強化については、船舶の大型化に対応した高規格ガントリークレーンの整備を進めるとともに、既存ガントリークレーンの計画的な更新を進めてきました。また、荷役の効率化やターミナルの蔵置能力の増加を図るため、ヤード改良を実施するほか、連続バースの一体的な運営を推進してきました。

神戸地区では、国の直轄事業として実施される岸壁の耐震化、大水深化に併せて、22列対応で免震装置を備えた高規格ガントリークレーンの整備を進めており、PC15~17において、2基の高規格ガントリークレー

ンを整備し、平成30年11月に供用を開始しました。

大阪地区では、ガントリークレーンの整備を進めており、C8において、1基のガントリークレーンを整備し、平成30年5月に供用を開始しました。またC3において2基、C9において1基のガントリークレーンの整備を進めており、令和元年度に1基、令和2年度に2基、供用を開始する予定となっております。

また、ヤード改良については、神戸地区のRC4～5において、一部レイアウトの改良による蔵置場所拡張を進めており令和元年度に完了する予定です。

さらに、連続バースの一体的な運営については、神戸地区では平成28年7月よりPC15～17までの3バースを一体的に運営しています。大阪地区では平成29年2月よりC10～12延伸部まで、連続1,350mの西日本最長の大水深コンテナターミナルを一体的に運営しています。

これら「集貨」「創貨」「競争力強化」の取り組みを確実に推し進めることにより、阪神港における国際フィーダーの便数は平成31年3月時点で95便/週と前年と比べ若干減少したものの、国際フィーダー船の大型化が進んだこともあり瀬戸内・九州方面からの集貨が更に進み、平成30年の阪神港の取扱貨物量の推計値は約535万TEUと前年に比べ2.0%（約10万TEU）増加しました。特に神戸港においては、取扱貨物量が294万TEUと過去最多を更新いたしました。

② フェリー埠頭の活性化

フェリー埠頭の活性化については、大阪地区において、フェリー各社の船舶大型化計画に合わせ、利用者の利便性向上を図るため、フェリーターミナルの整備や再編を進めてきました。

具体的には、港湾管理者等との協働により、大阪南港コスモフェリーターミナル（さんふらわあターミナル（大阪））において、R3～4バースの整備が完了し、平成29年1月より供用を開始し、平成30年5月及び9月には新造船が就航しました。

また、大阪南港フェリーターミナル第2棧橋（F3バース）において進めていた岸壁延伸工事は平成30年12月に完了し、新造船が就航しました。

③ 埠頭施設の運営管理

阪神港の一元的運営については、国及び両港湾管理者、大阪港の埠頭会社の施設を借り受け、効率的・機動的な運営を行うことにより、阪神港利用者のサービス向上に取り組んできました。

神戸地区では、ポートアイランドにおいて、コンテナ埠頭9バース、ライナー埠頭15バース、六甲アイランドにおいて、コンテナ埠頭7バース、フェリー埠頭3バースの管理運営を行いました。

大阪地区では、咲洲において、コンテナ埠頭6バース、国際フェリー埠頭2バース、ライナー埠頭7バース、内航フェリー埠頭9バース及び大阪港総合流通センターなどを、また夢洲において、コンテナ埠頭3バース及び付帯施設の管理運営を実施しました。

また、当社施設と埠頭会社等から借り受けた施設の維持修繕を当社が一元的に実施することにより、トータルコストの削減を図るとともに、機動的に借受者の要望に対応してきました。

④ 海外港湾の運営への参画

「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」の施行を受け、平成30年8月、調査部に海外事業課を設置しました。また、カンボジア国のシハヌークビル港の運営に参画することとし、平成30年12月同港を運営するシハヌークビル港湾公社の株式の一部（議決権株式の2.5%）を取得しました。

(2) 設備投資の状況及び資金調達状況

当事業年度の主な設備投資の状況は、下記のとおりとなっています。

事業区分		地区名	内容	実施額 (税込)
貸付金事業	港湾法第 55 条の 7 に基づく事業	六甲アイランド 咲洲	ヤード改修 荷役機械整備等	1,315 百万円
	港湾法第 55 条の 9 に基づく事業	ポートアイランド 六甲アイランド 咲洲	荷役機械整備等	1,840 百万円
	小計			3,155 百万円
その他事業		ポートアイランド 六甲アイランド	荷役機械改良等	330 百万円
合計				3,485 百万円

※港湾法第 55 条の 7 及び第 55 条の 9 に基づく事業の財源は、国庫金転貸無利子借入金(4 割)、港湾管理者無利子借入金(4 割)、特別転貸債借入金(1 割)、自主財源等(1 割)で構成されています。

貸付金事業にかかる資金調達については、次のとおりとなっています。

借入区分	金額
国庫金転貸無利子借入金	1,262 百万円
港湾管理者無利子借入金	1,262 百万円
特別転貸債借入金	315 百万円
市中銀行借入金	315 百万円
合計	3,155 百万円

(3) 直近事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	12,484	12,584	12,377	12,508
経常利益 (百万円)	1,248	639	1,201	788
当期純利益 (百万円)	792	447	806	566
1 株当たり当期純利益 (円)	27,155.80	15,329.04	27,631.34	19,398.88
総資産 (百万円)	27,156	26,666	30,945	33,704

(4) 対処すべき課題

邦船3社による定期コンテナ船事業の統合会社「オーシャン・ネットワーク・エクスプレス」の事業開始や外船社における合従連衡の進行など、港湾を取り巻く環境は著しく変化しています。また、今後さらに加速する人口減少と労働力不足に対し、IoT やビッグデータ等を活用することを含め、港湾施設の効率的な維持管理やターミナル運営の高度化、生産性の向上などが求められています。

これらの状況を踏まえ、当社は物流や海運・港湾に関する情報の収集に努め調査・研究を行うとともに、長期的な視点を持ってコンテナターミナルのあり方やターミナル機能の効率化を進めていきます。

また、北米・欧州の基幹航路における、日本発着貨物のアジア全体に占める割合は、減少傾向にあります。国策であるアジア広域集貨事業に取り組み、伸長を続けるアジアマーケットにおける接続港として選定されるよう、信頼性の高い輸送網を構築していきます。

なお、台風 21 号などの自然災害により、当社管理施設も甚大な被害を受けましたが、国・港湾管理者・埠頭会社との連携のもと早期復旧に努め、概ね復旧するに至りました。今後、災害時の対策を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容

外貨埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
港湾振興に寄与する集貨・集客促進事業の実施
海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査

(6) 本社及び大阪事業本部

本 社 神戸市中央区御幸通 8-1-6
大阪事業本部 大阪市住之江区南港北 2-1-10

(7) 従業員の状況 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

従業員数
87 名

(注) 上記従業員数は、正社員(神戸市及び大阪市からの派遣者含む)、準社員、出向社員の数であり、人材派遣会社からの派遣者は含んでいません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

借入先	借入残高
神戸市	10,677 百万円
大阪市	6,687 百万円
株式会社三井住友銀行	868 百万円
株式会社みずほ銀行	217 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	217 百万円
株式会社日本政策投資銀行	194 百万円
大阪港埠頭株式会社	1,686 百万円

2. 株式に関する事項 (平成31年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,000,000株

(2) 発行済株式の総数 29,200株

(3) 株主の状況

株主	持株数
財務大臣	10,000株
神戸市	9,000株
大阪市	9,000株
株式会社三井住友銀行	800株
株式会社みずほ銀行	200株
株式会社三菱UFJ銀行	200株
合計	29,200株

3. 会社役員に関する事項 (平成31年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
外園 賢治	代表取締役社長	
小野 憲司	取締役副社長	
徳平 隆之	取締役副社長	
吉井 真	取締役副社長	
藪内 弘	取締役	大阪市港湾局長
辻 英之	取締役	神戸市みなと総局長
鈴江 孝裕	取締役	鈴江コーポレーション株式会社 代表取締役会長
原田 浩起	取締役	日本郵船株式会社 常務経営委員
黒田 勝彦	監査役	
森脇 肇	監査役	

(注1) 藪内弘氏、辻英之氏、鈴江孝裕氏及び原田浩起氏は、会社法第2条第15号に定める非業務執行取締役です。

(注2) 黒田勝彦氏及び森脇肇氏は、会社法第2条第16号に定める監査役です。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	9名	53百万円
監査役	2名	7百万円
合計	11名	60百万円

(注1) 取締役の支給人員ならびに支給額には、平成30年6月22日付で退任した取締役3名に対する報酬が含まれております。

(注2) 当事業年度末現在の人員は、取締役8名、監査役2名ですが、無報酬の非業務執行取締役が2名いるため、支給人員と相違しております。

(注3) 平成26年10月1日開催の臨時株主総会において、取締役報酬総額を年額80百万円以内、監査役報酬総額を年額8百万円以内と決議いただいております。

5. 非業務執行役員の子な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	藪内 弘	当事業年度内の任期中に開催された取締役会7回のうち6回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	辻 英之	当事業年度内の任期中に開催された取締役会5回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	鈴江 孝裕	当事業年度内の任期中に開催された取締役会7回のうち5回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	原田 浩起	当事業年度内の任期中に開催された取締役会7回のうち6回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	黒田 勝彦	当事業年度内の任期中に開催された取締役会7回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	森脇 肇	当事業年度内の任期中に開催された取締役会7回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

6. 非業務執行役員責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役、監査役の全員と責任限定契約を締結しており、内容は次のとおりであります。

(1) 非業務執行取締役の責任限定契約

非業務執行取締役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

(2) 監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

7. 会計監査人の状況

- (1) 名称 EY 新日本有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額 4百万円

8. 会社の体制及び方針

当社は、内部統制体制を確立するため、平成26年10月1日開催の取締役会で「内部統制システムの整備に関する基本方針」（平成26年10月1日施行）を制定しました。

当該基本方針の内容および運用状況は次のとおりです。

(1) 取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(基本方針)

- ① 執行役員制度を採用し、取締役の職務と業務執行に関する職務権限を区分することにより、業務執行における責任の明確化を図る。
- ② 取締役及び執行役員は、会社の企業活動のあらゆる場面において、法令及び定款を厳格に遵守する。
- ③ 業務の適正を確保する体制を確立するため、副社長(総務担当)をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス担当役員は、監査役と協力して未然に法令及び定款の違反を防止する。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに取締役会に報告し、適切な処置をとる。
- ⑤ 監査役は、コンプライアンスの運用に問題があると認めるときには、取締役会において意見を述べるとともに、その改善策の策定を求めることができる。

(運用状況)

・内部統制システムの適切な運用により、取締役及び執行役員は法令及び定款に則って職務を遂行しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(基本方針)

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存及び管理を行う。
- ② 情報公開規程において、閲覧の条件等を明確にするとともに、これに適合した文書は、常時、閲覧できるようにする。

(運用状況)

・各種規程に則り、適切に情報の保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(基本方針)

- ① リスク管理体制を確立するため、副社長(総務担当)をリスク管理担当役員とする。全社的なリスク管理に係る対応は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が対応する。
- ② 必要に応じて、規程・要綱・要領の制定、研修の実施等を行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる体制を整える。

(運用状況)

- ・リスク管理委員会を開催し、リスクの発生につながる事項について社内で情報共有するとともに、リスクを事前に回避し、リスク顕在時もその影響が最小限となるよう業務を遂行しております。

(4) 取締役の職務の執行並びに執行役員の業務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制

(基本方針)

- ① 取締役会は、執行役員に業務執行に関する職務権限を委譲し、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。
- ② 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において経営計画を策定し、当該経営計画に基づき取締役及び執行役員は職務を執行する。
- ③ 取締役会付議事項の他、業務執行にかかる重要事項については、取締役、執行役員等にて構成される経営会議において審議する。
- ④ 取締役会規則、執行役員規則、職務権限規程その他業務運営規程に基づき、取締役及び使用人(執行役員も含む。以下同じ。)の職務権限を定め、適正かつ効率的に職務の執行を行う。

(運用状況)

- ・執行役員制度の導入により、業務執行に関する職務権限が委譲されるなど、適正かつ効率的な業務執行がなされております。
- ・取締役会において策定された中期経営計画に基づき、職務を執行しております。
- ・取締役会付議事項の他、業務執行にかかる重要事項については、経営会議において審議されております。
- ・各種規程に則り、適正かつ効率的に職務の執行を行っております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(基本方針)

- ① 取締役会は、執行役員の業務執行状況を監督する。
- ② 使用人が業務を行うに当たり法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて使用人に対するコンプライアンス教育研修及び啓発活動を行う。
- ③ 会社の事業活動において法令及び定款の違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、使用人及び関係者からの報告体制を整える。

(運用状況)

- ・取締役会において、四半期ごとに業務執行状況報告がなされております。
- ・内部監査規程に基づき内部監査を実施するとともに、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス研修をはじめとする社員研修を実施しております。
- ・外部の通報窓口を設置するなど内部通報処理規程に基づき制度の運用を図っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(基本方針)

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役を補助すべき使用人として監査役補助者を使用人の中から任命することが出来ることとする。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保する。

(運用状況)

- ・監査役は総務部担当の常務執行役員との間で情報共有がなされており、監査業務の実効性確保に努めております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

(基本方針)

- ① 取締役は、取締役会規則の規定に従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。
- ② 取締役及び使用人は、法令及び定款の違反等の事項に加え、会社の信用若しくは業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告する。

(運用状況)

- ・取締役等は、取締役会や経営会議において、会社の業務執行の状況その他必要な情報を報告、説明しております。

(8) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(基本方針)

- ① 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができる。当該報告を求められた者は、速やかに当該報告を行う。
- ② 監査役は、取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う。

(運用状況)

- ・監査役は業務監査を自ら実施し、代表取締役社長は「監査の結果・意見」について措置状況を報告しております。
- ・監査役は取締役会や経営会議に出席し、適宜必要な発言を行うとともに、会計監査人と意見交換を行っております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

第 5 期
計 算 書 類

（平成30年 4月 1日から
平成31年 3月31日まで）

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

阪神国際港湾株式会社

貸借対照表

平成 31年 3月 31日 現在

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	13,807,152	【流動負債】	5,225,982
現金及び預金	8,398,155	営業未払金	3,195,539
営業未収金	269,622	1年内返済長期借入金	888,051
有価証券	2,000,000	リース債務	3,421
貯蔵品	1,766	未払金	208,112
未収入金	2,383,426	未払費用	7,692
前払費用	37,232	未払法人税等	370,935
未収消費税等	258,667	前受収益	13,592
その他	474,323	賞与引当金	46,578
貸倒引当金	△ 16,042	災害損失引当金	396,578
【固定資産】	19,897,601	その他	95,479
(有形固定資産)	17,564,269	【固定負債】	24,003,162
建物	1,091,533	長期借入金	19,661,208
構築物	2,256,336	リース債務	5,132
機械及び装置	12,233,733	長期預り敷金保証金	4,209,081
工具、器具及び備品	186,939	退職給付引当金	127,740
リース資産	9,892	負債合計	29,229,144
建設仮勘定	1,785,834	純資産の部	
(無形固定資産)	63,050	【株主資本】	4,314,198
ソフトウェア	23,583	(資本金)	730,000
施設利用権	39,467	(資本剰余金)	730,000
(投資その他の資産)	2,270,281	資本準備金	730,000
投資有価証券	784,422	(利益剰余金)	2,854,198
差入敷金保証金	999,097	その他利益剰余金	2,854,198
長期前払費用	11,649	繰越利益剰余金	2,854,198
繰延税金資産	475,111	【評価・換算差額等】	161,409
その他	59,908	その他有価証券評価差額金	161,409
貸倒引当金	△ 59,908	純資産合計	4,475,608
資産合計	33,704,753	負債純資産合計	33,704,753

損 益 計 算 書

自 平成 30年 4月 1日 至 平成 31年 3月 31日

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

科目	金額	
営業収益		12,508,472
営業費用		10,089,603
営業総利益		2,418,869
販売費及び一般管理費		1,650,629
営業利益		768,239
営業外収益		
受取利息	115	
有価証券利息	516	
業務受託収入	46,734	
その他	7,812	55,178
営業外費用		
支払利息	33,311	
その他	1,381	34,693
経常利益		788,725
特別利益		
受取保険金	557,165	557,165
特別損失		
災害損失	130,376	
災害損失引当金繰入額	396,578	526,954
税引前当期純利益		818,935
法人税、住民税及び事業税	588,988	
法人税等調整額	△ 336,499	252,488
当期純利益		566,447

株主資本等変動計算書

自平成30年4月1日至平成31年3月31日

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

	株主資本						評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	730,000	730,000	730,000	2,287,751	2,287,751	3,747,751	-	3,747,751
当期変動額								
当期純利益				566,447	566,447	566,447		566,447
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							161,409	161,409
当期変動額合計	-	-	-	566,447	566,447	566,447	161,409	727,857
当期末残高	730,000	730,000	730,000	2,854,198	2,854,198	4,314,198	161,409	4,475,608

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1)満期保有目的の債券 償却原価法によっております。

(2)その他有価証券 ア. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

イ. 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産 定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
(リース資産を除く)

(2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年以内)に基づいております。
(リース資産を除く)

(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上（簡便法による）しております。

(4)災害損失引当金 自然災害により損傷を受けた設備の復旧費用の支出等に備えるため、当該見積額を計上しております。

4.収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5.その他計算書類の作成のための基準となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II 表示方法の変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正に伴う変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号）平成30年2月16日等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

III 貸借対照表に関する注記

1.担保資産

投資有価証券50,000千円を行政財産賃貸借契約にかかる契約保証金として差し入れております。

2.有形固定資産の減価償却累計額 4,354,169千円

3.関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	2,087,842千円
長期金銭債権	200,250千円
短期金銭債務	562,494千円
長期金銭債務	16,814,064千円

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	389,211千円
営業費用	3,414,883千円
販売費及び一般管理費	△1,508,714千円
営業取引以外の取引	8,862千円

販売費及び一般管理費の取引高には国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金及び阪神港の貨物集貨施策に関する協定書に基づく負担金による収入が含まれております。

V 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 29,200 株

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	19,186 千円
賞与引当金	14,243 千円
退職給付引当金	39,063 千円
繰延資産	338,144 千円
減価償却超過額	27,965 千円
貸倒引当金	23,225 千円
災害損失引当金	121,273 千円
その他	5,592 千円
繰延税金資産小計	588,695 千円
評価性引当額	△18,320 千円
繰延税金資産合計	570,375 千円
繰延税金負債	
差額負債調整勘定	5,486 千円
退職給与負債調整勘定	18,675 千円
その他有価証券評価差額金	71,102 千円
繰延税金負債合計	95,264 千円
繰延税金資産の純額	475,111 千円

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については元本返還の確実性が高く、かつ有利な円建て預貯金、債券及び円建て金銭信託に限定しております。

投資有価証券のうち株式は市場価格の変動リスク・為替リスクに晒されております。

未収入金は取引先の信用リスクに晒されております。

営業未払金はそのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

資金調達については、「港湾法」等に基づき、設備投資にかかる借入を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額※	時 価	差 額
(1)現金及び預金	8,398,155	8,398,155	—
(2)有価証券	2,000,000	2,000,000	—
(3)未収入金	2,383,426	2,383,426	—
(4)投資有価証券	784,422	784,460	38
(5)営業未払金	(3,195,539)	(3,195,539)	—
(6)長期借入金	(20,549,259)	(20,594,026)	(44,766)

※負債に計上されているものについては、() で示しております。

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

金銭信託は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 営業未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

1年以内の返済を予定している借入金を含んでおります。

また、時価については、借入金の元利金合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注) 差入敷金保証金（貸借対照表計上額 999,097 千円）及び長期預り敷金保証金（貸借対照表計上額 4,209,081 千円）は市場価格がなく、かつ実質的な預託期間を算定することは困難であり、合理的なキャッシュフローを見積ることが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

1. 主要株主

種類	会社等名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	国	被所有 直接 34.2%	補助金の收受	国際戦略港湾競争力強化 対策事業費補助金(注1)	1,002,402	未収入金	1,002,402
	神戸市	被所有 直接 30.8%	設備投資資金の 借入	設備投資資金の借入 (注2)	1,575,000	一年内返済 長期借入金	357,593
				設備投資資金の返済 (注2)	180,065	長期借入金	10,320,098
			負担金の收受	阪神港の貨物集貨施策に 関する負担金(注3)	477,334	未収入金	477,334
			事業用地等の 賃借	事業用地等の賃借 (注4)	2,508,770	営業未払金	—
	大阪市	被所有 直接 30.8%	設備投資資金の 借入	設備投資資金の借入 (注2)	1,264,500	一年内返済 長期借入金	193,392
				設備投資資金の返済 (注2)	65,545	長期借入金	6,493,965

(注1)国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金交付要綱に基づき補助金を收受しております。

(注2)港湾法に基づく無利子資金の貸付要綱に基づき借入を行っております。

(注3)阪神港(神戸港)の貨物集貨施策に関する協定書に基づき負担金を收受しております。

(注4)賃貸借契約書及び港湾施設専(占)用使用許可書に基づき取引を行っております。

2. 兄弟会社等

種類	会社等名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主の子会社	大阪港埠頭株式会社	なし	事業用地等の 賃借	事業用地等の賃借 (注1)	2,797,208	—	—
				事業用地等の賃借に係る 敷金の差入・返還 (注1)	50,000	差入敷金保証金	725,500
			設備投資資金の 借入	設備投資資金の返済 (注2)	146,666	一年内返済 長期借入金	146,666
	独立行政法人 国際協力 機構	なし	株式の譲受	株式の相対取引による 売買 (注3)	492,274	投資有価証券	734,422

(注1)賃貸借契約書に基づき取引を行っております。

(注2)金銭消費貸借契約書に基づき借入を行っております。

(注3)株式譲渡契約書に基づき売買を行っております。

3. 役員等

役員及びその近親者との取引に注記すべき事項はありません。

IX 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	153,274円27銭
1株当たり当期純利益	19,398円88銭

X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、1株当たり情報は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。